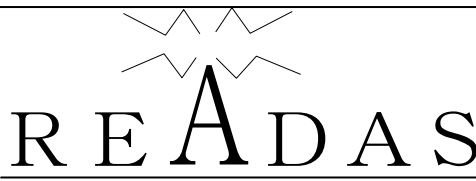


第 5846 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 29日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 繰延資産を引き継いだ場合

**Q**：営業譲渡により住宅の権利金（繰延資産）を引き継ぎました。この場合の償却は、どのようになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

法人税では、法人が支出する費用のうち、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものを繰延資産とし、その支出の効果が及ぶ期間を基礎にして、その支出した費用を償却していくこととしています。

そして、建物を賃借するときに支払う権利金は繰延資産となり、明渡時に借家権で転売できるもの以外は5年（契約期間が5年未満で契約更新時に再び権利金等の支払いを要することが明らかなきときはその賃借期間）で償却することとしています。

また、その契約を滅失又は解約等した場合は、その滅失又は解約等をした日の属する事業年度においてその繰延資産の未償却残額を損金の額に算入しています。

ところで、この建物を賃借するときに支払う権利金を営業譲渡により引き継いだということですが、この場合には、その賃借契約において契約期間の定めがあればその残存年数によって償却することができますが、それ以外の場合は、本来の償却年数で償却していくことになります。

